



Tokyo Gakugei University Repository

東京学芸大学リポジトリ

<http://ir.u-gakugei.ac.jp/>

Title	法的な見方・考え方を身につける授業づくりをめざして(fulltext)
Author(s)	古家,正暢; 中島,康智; 横田,雄介; 益山,舞衣子
Citation	国際中等教育研究 : 東京学芸大学附属国際中等教育学校 研究紀要(6): 39-48
Issue Date	2013-03
URL	http://hdl.handle.net/2309/137111
Publisher	東京学芸大学附属国際中等教育学校
Rights	

法的な見方・考え方を身につける授業づくりをめざして

Teaching to develop legal perspectives

古家正暢 中島康智¹ 横田雄介² 益山舞衣子³

はじめに

2010年度・12年度と本学において開講された「法教育」の講座を隔年ではあったが担当させていただく機会を得た。本講座では、院生および学部生と共に中高生を対象とした「法教育」の授業づくりに挑戦した。本実践を俎上にのせることにより、今後の更なる「法教育」の授業改善に役立たせたいと考える。

1. 講座「法教育」

1-1. 「法教育」の授業履歴（2012年度・春学期）

- ①オリエンテーション 「法教育とは・・・」
- ②実践報告「法は誰のためにあるのだろうか」
- ③「光市母子殺害事件」新聞社説を比較する
- ④ロースクール生が出張教室 「人助けしたつもりが勘違い」⁴を読み解く
- ⑤今、受講生が考えている「法教育：Ⅰ」
- ⑥講演「法とは何か」 講師：梅林啓弁護士（西村あさひ法律事務所）
- ⑦府中刑務所施設見学 刑務官による講話
- ⑧実践報告「チーズはどこへ消えた？」 2010年度履修者：中山南斗氏（筑波大学大学院）
- ⑨新たに受講生が考えている「法教育：Ⅱ」
- ⑩講演「ゲーミング法教育プロジェクト」 久保山力也氏（青山学院大学）
- ⑪⑫「法教育」学習指導案検討会：Ⅰ・Ⅱ
- ⑬⑭附属国際中等教育学校：3年生での授業実践
- ⑮授業実践の振り返り

1-2. 授業づくりにあたっての確認事項

- ◇ 「法」に対する知識を注入するだけの授業は行わない。
- ◇ 1単位時間（50分）の単発授業とし、「法教育」と銘打つに値する授業実践を行う。
- ◇ リアルな題材を取り上げ、スライド資料等を準備し視覚に訴える授業を構成する。
- ◇ 世の中には、多種多様な考え方があることを身をもって知るために、価値対立が明確な問題を取り上げ「話し合い活動」を授業の中核におく。

¹ 中島康智（本学4年 *授業実践当時：2年）

² 横田雄介（本学4年）

³ 益山舞衣子（本学大学院1年）

⁴ 大村敦志監修 『法教育への扉を叩く9つの授業』 商事法務 2008

「人助けしたつもりが勘違い」は、本校：1回生1年時の授業実践例を収録している。

2. 「法教育」の授業実践とその考察 (2010年度・2012年度)

2-1-1. 「法は誰のためにあるのだろう」⁵ 授業者：中島康智 (2010年7月実践)

時	学習内容	おもな学習活動	指導上の留意点等
導入 5	☆「派遣村」の実態を写真からとらえる。	○この写真を見てください。 Q: これは何の写真でしょうか? Q: 何を配っているのでしょうか?	◇「派遣村」の写真をプロジェクターで拡大する。
展 開 40	☆「派遣切り」の実態を経営者・従業員双方の立場に立って考える ☆グループ討論 『法』は誰のために、誰を守るためにあるのだろうか? ☆労働者派遣法「派遣労働業務の拡大」2003年改正	○派遣切りの実態を経営者と従業員の双方の立場から考えてみよう。 *例としてアイスクャンディー会社を挙げる ・経営者: 夏場に大量採用し冬場は従業員を切るようにすると儲かる。「効率」が良い。 ・従業員: 冬場の収入源がなく生活が安定しない。 Q: これは仕方のないことなのだろうか…? ○グループ討論を行う。 テーマは… 『法は誰のためにあるのだろうか』 『法は誰を守るためにあるのだろうか』 このことについてグループで意見を戦わせる。 (*意見を一つにまとめる必要はない。) ⇒グループで出された意見を発表する。 ○「物の製造の業務」を派遣適用対象として拡大することとなりました。改めて、先程の問いを提示する。 Q: 法は誰のためにあるのだろうか? 法は誰を守るためにあるのだろうか?	◇クラスを経営者と従業員に分け、より切実な問題としてとらえさせる。 ◇2010/06/22 に起こった元マツダ期間社員暴走事件に関する新聞記事を示す。 ◇4人1組のグループをつくり、ミニホワイトボードに意見を記入するよう指示する。
まとめ 5	☆私たちと「法」	○私たちは、もっと身近な問題として「法」を考えるべきではないのだろうか…。「法」を知ること努めることはとても大切なことではないだろうか…。	◇考えを押し付けるのではなく、多面的・多角的にとらえることに力点を置く。

⁵ 古家正暢「法的な見方・考え方を身につける授業づくりをめざして」
「法と教育」Vol.1 2010 法と教育学会編 商事法務 2011

2-1-2. 「法は誰のためにあるのだろう」（中島実践）を振り返る

この「法は誰のためにあるのだろう」を参観して、私は労働者派遣法の改正とは何だったのかと自問自答した。「改正」を辞書でひくと、不適當なところや、不備な点を改めることとある。しかし、中島実践では、派遣法改正のたびに非正規雇用者の割合が増加していることを鋭く指摘していた。折しも改訂された中学校社会科学習指導要領では、「効率と公正」をキーワードとしている。派遣法改正における価値判断としての「効率」とは、企業：経営者による効率を第一義として考えてはいないだろうか。「効率」とは、時の権力者に優位に働く「概念」ではないのだろうかという疑念がフツフツと湧いてきた。

そこで、この中島実践を起源とした改訂版を2011年2月、本校で開催された第2回公開研究会で授業実践した。より生徒の心を揺さぶるべく、導入部に「大阪駅のエスカレーター」の写真を提示し、東京で生活していると、エスカレーターの立ち位置は「左」が当然のこととして暗黙の了解がとられている。しかし、大阪での立ち位置は「右」が普通である。なぜか…？なぜ、東京と大阪とでは異なるのか…？ 日本国内であってもマナーが異なることを確認する。では、そもそもマナーとは、一体何なのだろう…？ 人によって、正しいと思っていることが違うことを再確認する機会とした。

続いて、W杯サッカー南アフリカ大会におけるイングランド・ランパード選手の幻のゴール映像を見た。明らかにイングランド：ランパード選手のシュートはゴールラインを割っていた。しかし、ゴールは認められず幻のゴールとなった。ルールとはそもそも何なのだろう…？ ルールは選手のためのものではないのか…？ ビデオ判定の導入を検討し、ルール変更をする必要があるのではないのか…？ ルールとは何か…？ 決められたルールは絶対なのか…？ 絶対に従わなければならないものなのか…？ と問うた。

この二つのステップを経た後、労働者派遣法改正問題へとつなげた。「派遣法」を企業：経営者の面からとらえるか、労働者の立場からとらえるかで、「効率」という概念の捉え方は大きく異なってくる。経済的合理性や効率性を強調しすぎると、基本的人権を侵すことにつながらないかということ、未来の労働者である生徒と共に深く考えることとした。

授業実践した当時、中島は大学2年生であったのだが、周囲の先輩たちが就職活動で苦労している姿を見て、派遣法の矛盾に気づいたのだ。学部生や院生と共に学ぶことによって、自分自身の授業改善に活用できる良い機会となった好例である。

2-1-3. 授業後の生徒のワークシートから

Q. 「派遣村」の実態を知って

- テレビでホームレス・ホームレスと言っているけれども、こんなことになっているとは知らなかった。自分が知っている日本ではないみたいだ。

Q. 「派遣」を経営者の立場から考えると…

- 派遣社員を増やし、人件費を下げなければ、会社は破綻し更なる不況へと陥ってしまう。

Q. 「派遣」に従業員の立場から考えると

- 存在が軽く仕事にやりがいを感じられない。使い捨てのようで嫌だ。正社員との差や周囲の冷たい目に怒りを感じる。でも、日本は資本主義だから…しかたない一面もある…。

Q. 法は誰のためにあるのだろう…

- 本来は国民を守るために作られたと思うが、誰かを守ると誰かが傷つくこともあるので、法では人は完全に守れないのではないか。
- 法を決定している人や機関がエリートだから、今の法では、弱い立場の人のことを考えられていないことが多い。法に救いを求めるような生活を送っている人は、弱い立場の人だから、本当はそのような人のためにこそ法はつくられるべきだと思うのだけど…。

2-1-4. 「法は誰のためにあるのだろう 改訂版」 (2011年2月：古家実践)

2010年の中島実践を起源とした改訂版

	学習活動	発問● と 予想される生徒の反応△	留意点
導入 10	☆一枚の写真を 読み解く 大阪駅のエス カレーター ☆DVD 映像を読 み解く W杯サッカー ドイツ vs イン グランド戦	●このエスカレーター写真を見て気づくことは… △ええ、何… 何… ●エスカレーターは何のために設置されているの…？ △便利だから… ラクだから… ●エスカレーターのマナーからわかったことは… △東京と大阪の文化の違い… 大阪は東京に対して反抗心があるんじゃないの… ●W杯サッカー南アフリカ大会 ドイツ vs イングラン ド戦で印象に残っているシーンは…？ △Messi や本田選手の活躍 ●イングランド：ランパード選手の「幻のゴール」から わかったことは…？ △ルールは絶対である。 審判の質が低い。	◇心身をほぐす ための問いと する。 * 鷲田清一「正しいものが左に くる(読売新聞 2009/08/25)」 をじっくりと 読ませる。
展 開 35	☆現代日本がか かえる問題・課 題 ☆不景気時の会 社経営者の気 持ちを考える ☆非正規雇用者 割合のグラフ を読み解く ☆「派遣」労働者	●現代日本社会がかかえる問題・課題には、どのような ものがあるだろう… △借金(国債の発行残高) 不景気・失業・就職難(就活) ●もし、あなたが会社経営者であったなら、どのような 工夫をして、この不景気を乗り切りますか… △リストラ… 派遣社員に切り替える… ●猛暑で大幅に売り上げを伸ばした「ガリガリ君」会社 を例に考えてみよう。 ・暑い夏と寒い冬との売り上げの違いを考える。 ・正社員と派遣社員を雇った場合をそれぞれ考える。 ●「派遣」非正規雇用者割合の変化グラフを読み解こう △年々、「派遣」非正規雇用者の割合が増えている。 ●2008年リーマンショック後の「派遣村」の様子を見 てみよう。 △ええ、こんなにホームレスの人がいるの… ●「派遣」の実態から、政府は何をすべきだろう…	◇当事者意識を もって考える よう指示する。 ◇氷菓を販売す る会社の状況 を想像させる。 ◇「変化」をキー ワードとする。

	に対する政府 の対応を考察	△派遣労働者を減らす努力をするべきだと思う。 派遣労働者を減らす法を整備すべきだと思う。 ●政府は1986年から「労働者派遣法」を制定 ・「派遣法」の歴史を概観する。 ・「派遣法改正」と派遣労働者の推移を見る。 ●このグラフから読み取れることは… △法改正のたびに派遣労働者が増えている	◇経営者からと らえるか労働 者からとらえ るかで異なる ことを再確認。
終 結 5	☆Essential Questionの 提示	●今日の授業を振り返ってみましょう。 ・「法」は一体、誰のためにあるのだろう ・「法」は本来どのようなものであるべきなのだろう 本授業の Essential Question 「法」に対して、「自分に何ができるか」 「何をすべきか」を問い直してみよう。	◇本日の授業を 振り返る中で、 「法」とは何か を考えさせる。

2-1-5. 改めて「効率」を問い直す

中学校学習指導要領解説：社会編では、「イ 現代社会をとらえる見方や考え方 人間は本来社会的存在であることに着目させ、社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義について考えさせ、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として、対立と合意、効率と公正などについて理解させる。」と記し、「効率」については、社会全体で「無駄を省く」という考え方である。すなわち、「合意」された内容は無駄を省く最善のものになっているかを検討することを意味しているのである。」と解説する。

マイケル・アップルは『カリキュラム・ポリティクス』⁶の中で、「カリキュラムはいかなる時も、ある誰かの選択、ある集団の見方に基づく正統的知識つまり選択的伝統の中核的部分を構成しているのである。」「『改革』努力において、どの集団が主導権を握っているのか。…（中略）…誰が利益を得て、誰が利益を失うのかという問いである。…」と訴える。

「効率」を理解させる手段として、社会全体で「無駄を省く」という考え方を是とすることに異議申し立てをしてはいけないうのだろうか。私たち教師は、「批判的思考力の育成」という文言を使う。しかし、そもそも私たち教師自身に「批判的思考力」は培われているのだろうか。学習指導要領に…解説に…記載されているからといって鵜呑みにしていることはないだろうか。アップルにしたがえば、社会全体で「無駄を省く」というとき、誰が無駄か・無駄でないかを判断するのか。そのことによって、誰が利益を得、誰が利益を失うのかを真剣に問い直すべきである。学校現場にあって、社会科教師として授業の中で「効率」や「無駄を省く」ことを強調すること・推進することは社会的弱者を切り捨てることにつながるものではないだろうか。今こそ疑念を差し挟むことが必要なのではないだろうか。「効率」の名のもとに非正規雇用が増え続け「マクド（マック）難民」⁷なる新語が生まれる深刻な若者の雇用状況を改めて問い直すべきである。

⁶ マイケル・アップル 『カリキュラム・ポリティクス』 水谷勇訳 東信堂 1994

⁷ 若いホームレス。ネットカフェに泊まれる「ネットカフェ難民」はまだ良い方で、最近は100円で一晩、過ごせるマクドナルドを利用する「マクド（マック）難民」が急増している。

2-2-1. 「いつのまにか加害者に」 授業者：横田雄介（2012年7月実践）

時	学習内容	おもな学習活動	指導上の留意点等
導入 5	☆「犯罪者」のイメージを想像する。	○「犯罪者」を絵や文章をもって表現する。 *多くの生徒は「男性」「中年」「こわそう」「体が大きい」などの特徴を挙げるものと予想される。	◇犯罪者＝男・こわそう・体が大きいなどのイメージを自由に想像させる。
展 開 40	<p>☆加害者が悪いことをしたかどうかについて一問一答形式で検討する。</p> <p>☆愛媛県今治市における事例について考える。</p> <p>☆裁判所の判決を予想する。 (グループ討議)</p> <p>☆判決発表</p> <p>☆少年の過失を認定した裁判所の判断について検討し、判決の「支持」「不支持」を発表する</p>	<p>○次の各ケースについて検討する。</p> <p>事例①：大人が高齢者に向けて、わざとボールを蹴った場合 事例②：小学校5年生が高齢者に向けて、わざとボールを蹴った場合 事例③：小学校5年生が蹴ったボールが、たまたま高齢者に当たった場合 事例④：愛媛県今治市の事例（後述）</p> <p>Q. あなたならどのような判決を下しますか？ (多くの生徒は軽い判決に留まると予想する)</p> <p>Q. 少年の保護者には約1180万円の賠償金が課されましたが、それだけ少年は悪いことをしてしまったのだろうか…？」</p>	<p>◇単に問題文を提示するだけでなく、スライドを用いて、段階を踏んでいることを視覚的に確認する。</p> <p>◇判決賛成派・反対派双方の意見を聞く。</p>
まとめ 5	・今回の学習を踏まえて、夏休みに向けて注意することを各自で省みる。	○ボールがたまたま高齢者の前に転がってしまっても、1180万円の賠償金が課されましたが、自転車の二人乗りや傘差し運転で高齢者にぶつかってしまい、大事故につながったら、多額の賠償金を請求されかねません。自分の行動を省みて、安全な夏休みを過ごしましょう」	◇夏休みに向けての注意を喚起することで、「予見可能性」という意識を持たせる。

2-2-2. 「いつのまにか加害者に」(横田実践)を振り返る

横田実践は、大阪高裁の控訴審判決(2012年6月7日)を取り上げた新聞記事をもとに授業づくりがなされた。事故は2004年2月、愛媛県今治市の公立小学校わきの道路で発生した。校庭で小学5年生であった少年が、サッカーゴールに向けて蹴ったボールが、高さ1メートルあまりの門扉を越えて道路へ転がり出た。バイクを運転していた85歳の男性がボールをよけようとして転倒し、足を骨折。直後に認知症の症状が出始め、約1年半後に食べ物が誤って気管に入って起きる誤嚥性肺炎で死亡し、遺族が約5000万円の賠償を求めている。

大阪高裁(控訴審)の岩田裁判長は2011年6月の一審判決同様、サッカーゴールの後方に門扉がある位置関係などから、「サッカーボールが道路に飛び出て、事故が起こると予想できたのに漫然と蹴った」と少年の過失を認定。「ボールが飛び出さないよう注意する義務があった」と一審・大阪地裁判決と同様の認定をし、バイクの男性は事故で入院して認知症が進み、脳の機能が低下したとして事故と死亡の因果関係も認め、少年の両親に約1180万円を被害者側に支払うよう命じた。

横田の思いは、法は特別な人のみに用いられるものではなく、小学生の子どもにも適用されるものであること。ましてや中学生であれば…。加えて「予見可能性」⁸をもつことの大切さ・常に危険が隣り合わせにあることを確認させたいという意欲に満ちたものであった。

事前の指導案検討会では、この横田の思いを聞き、法は単にサッカーボールを蹴っていただけの少年にも適用される興味深い授業になるだろうと推測し成功を疑わなかった。ところが、実際の授業では、話し合い活動に移った瞬間、生徒は「ヒドイ!ワザとぶつけたわけでもないのに1180万円は高いでしょう…」の声一色になり、価値対立の議論が成立せず、この判決の持つ意味(民事裁判の特質・不法行為・予見可能性の概念)を深めることができなかった。

この実践から学んだことは、民法第709条の「不法行為による損害賠償」=故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。という法的概念を抑えていなかった点にあった。故意でなく過失であっても民法上は賠償責任を問われるのだということを、前提条件として生徒に確認しておかなければならなかった。過失であっても損害賠償責任を負うという民事裁判のもつ意義をしっかりと説明しておかなかったがために、0 vs 30という状況のまま授業が進行してしまったのである。法教育で最も大切な法的根拠「不法行為による損害賠償(民法第709条)」 「予見可能性」について、指導教官たる私が適切な指導・助言を行わなかったことに起因するものであった。

ここで再認識させられたことは、法学の視点からの切り口が甘きに失したということである。学習指導案ができ模擬授業をする段階で、法学の専門家(法学関係者もしくは弁護士会の法教育委員)に見ていただくと、より良い授業が展開されたはずである。横田には大変気の毒なことをしてしまったが、このような意味でも、法学と教育学の融合としての真の意味での「法教育」を希求していかなくてはならないと改めて痛感させられる貴重な実践となった。

⁸ 危険な事態や被害が発生する可能性があることを事前に認識できたかどうかということ。重大な結果を予見できたにもかかわらず、危険を回避するための対応・配慮を怠った場合、過失責任を問われることがある。

2-3-1. 「絆とルール」 授業者：益山舞衣子（2012年7月実践）

時	学習内容	おもな学習活動	指導上の留意点等
導入 5	<p>☆日本にはどんな法律があるか。</p> <p>☆ルールとは何か、また、ルールをつくる際に必要なことは何かを確認する。</p>	<p>○「ルール」とは…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な価値観を持った人々が共に暮らしていくためのもの。 ・ルールをつくり活用する人々全員が納得する内容である必要がある。 	<p>◇事例を挙げて考えやすいようにする。</p> <p>◇行動する際の基準として法律以外にもルール・マナーがあることも確認する。</p>
展開 40	<p>☆震災瓦礫とは… *広域処理</p> <p>☆震災瓦礫受け入れに反対をしている人々の主張</p> <p>☆グループで話し合い活動を行う。</p> <p>☆グループの意見を発表する。</p>	<p>○震災で生じた瓦礫の量や復興にむけた広域処理について考える。</p> <p>○震災瓦礫の受け入れに対する自分の意見をまとめる。</p> <p>○震災瓦礫の受け入れを拒否するのは地域エゴなのだろうか？ *受け入れ拒否を表明する人々の意見に耳を傾ける。 <乳飲み子を持つ母親・札幌市長・横須賀市大楠地区の廃棄物処理場近隣住民></p> <p>○『絆』というコトバで思考停止状態になっていないかと問う。</p> <p>○グループ活動 (受け入れに賛成か反対か意見を一本化する)</p> <p>☆グループの代表が発表する</p>	<p>◇なぜ、広域処理が必要となるかを簡潔に説明する。</p> <p>◇新聞記事・NHK解説委員室の資料を活用する。</p> <p>◇それぞれの立場に立って考えられるように意識させる。</p> <p>◇導入部で確認した多様な価値観を持った人々が共に暮らしていくために必要なことを振り返る。</p> <p>◇他者の意見をしっかりと聞くよう指示する。</p>
まとめ 5	<p>☆多様な考えを整理する。</p>	<p>○自分の考えと他のグループの発表を聞いて感じたこととを整理し、ワークシートに記入する。</p>	<p>◇初めに自分で考えたことと、他者の意見を聞く中で変化したこととを整理するよう指示する。</p>

2-3-2. 「絆とルール」(益山実践)を振り返る

益山は、東日本大震災の被災地を訪問し、東北の復興には被災地のみならず日本全体で取り組む必要があることを痛感して帰京した。このような折、震災瓦礫の受け入れに「NO！」を表明する自治体が存在することを知る。「絆」という合言葉のもとに日本全体で一致団結しようという時に「NO！」を唱えるのはエゴではないのか…。なぜ彼らは「NO！」と言うのか…。反対に「YES！」と表明することを当然と考える自分の中に「絆」というコトバのもと、本来真剣に考えなければならない「震災瓦礫」の受入問題に関して、自分自身が思考停止状態にあるのではないかと反問したという。そこで、ただメディアに同調するだけではなく批判的思考力を培うためにも、敢えて「震災瓦礫(放射能を含む)」の受け入れを拒否する自治体や幼い子どもをもつ母親たちの声を中核においた授業を構想した。

「震災瓦礫を受け入れたくない…そんなこと言っていたら、瓦礫は片付かず復興が遅れるだけじゃないか…ワガママだよ」と、初めから受入拒否派の意見を「ワガママ」という言葉をもって一刀両断してしまう生徒もいた。しかし、「震災瓦礫受入拒否」声明を出した上田文雄札幌市長の「震災前は『放射性セシウム濃度が、廃棄物 1kg あたり 100 ベクレル以下であれば放射性物質として扱わなくてもよいレベル』とされてきた。しかし現在、『焼却後 1kg あたり 8,000 ベクレル以下であれば埋立て可能な基準』だとされている。『この数値は果たして、安全性の確証が得られるのか』⁹という新聞記事を読むに至って心が揺らいだという。焼却前と後の違いがあるにしても 80 倍もの数値を許容しろということ自体に問題があるのではないかと考えた。札幌市長は震災前後で大きく異なった基準に不信を抱いているのであり、市長を糾弾する前に不信を払拭するような手立て＝ルールを考えることこそが大切なのではないかと考えた。

また、同じく「震災瓦礫受入拒否」を表明した横須賀市大楠地区¹⁰では、1976年に横須賀市のゴミ埋立場が建設されたものの当時はゴミ処理が不十分で汚染された黒い水が流れ出したり、カラスやハエが大量発生するなど深刻な環境汚染に苦しんだ。また、ゴミの受入は10年間という期限付きの約束であったにもかかわらず結局その後22年間にも及び、それが終了すると今度は神奈川県産業廃棄物処分場を引き受けさせられるという歴史があった。このような経緯をもつ大楠地区住民の「ゴミ処理施設をめぐるゴタゴタはもうコリゴリだ」という切実な思いを知るにおよび心は揺らいだ。ネットでは、大楠地区に対して「自分だけがよければいいのか」「血も涙もない市民だ」さらには「東海地震で全滅しようが義援金も出さず気になれない」などの書き込みもあったそうだ。施設の必要性は認めるけれども、自らの居住地には建てないでほしいというNIMBY(Not In My Back Yard—自分の裏庭には来ないで—の略)を超える問題が浮き彫りとなってきた。

当事者それぞれのさまざまな立場を理解した上で、法やルールに対し、自分の心と頭で考え、粘り強く議論を継続していく必要性を感じる授業となった。実際にグループ活動では、考えることをあきらめず、何とか解決の糸口を導き出そうとする生徒の姿が見られた。今回改訂された学習指導要領が強調する「対立と合意」を学ぶにふさわしい事例であった。

⁹ 朝日新聞 「札幌市長 震災がれき受け入れ拒否『安全の保証ない』」 2012年4月5日

¹⁰ NHK 時論公論 「がれき受入拒否の理由」 2012年3月22日

3. 「法教育」の授業実践を終えて

本講座が春学期に開設される2単位ものであることから、授業実践はどうしても本校の期末試験が終了し、アト1週間で夏休みという非常に条件の悪い中での実施を余儀なくされている。また、外気温30度を優に超える猛暑の中での授業となり、ともすると緊張感に欠け授業の中核に話し合い活動をおいたとしてもディスカッションが盛り上がらないのではないかと懸念される状況下で展開される。

しかし、学部生・院生の授業者それぞれが情熱をもって創意工夫した授業を行う結果、ディスカッションは大いに盛り上がり活発な議論が展開される。授業終了後、4クラス1コマずつではなく、1クラス4コマ連続授業にすると、「法」に対する見方・考え方が、より一層深まったのではないかという意見が生徒から出されるほどに白熱の議論となったクラスもあった。

この事実は何を物語るのか…。これは、3年生ともなると本校社会科の掲げる目標を理解し、現代社会の課題に興味・関心をもち、多面的・多角的に考え、自分のコトバで表現する力が身についてきている証左であると考えられる。これら一連の「法教育」の授業が、このような厳しい状況下でも可能である自分のコトバで表現することに価値を見出す本校生徒の高い学習意欲に力に感謝しなければならない。私たちの研究授業に協力の労を惜しまない生徒諸君に改めて感謝したい。

また、2010年度：春学期の実践は、「法と教育」(法と教育学会誌) Vol.1 2010 商事法務 に掲載された。また、2012年度・春学期の実践については、2012年9月2日、東京大学で開催された第3回「法と教育学会」において、本講座を履修した学生・院生と共に「法的な見方・考え方を身につける授業の実証的研究」として研究発表したことを付記する。

Teaching to develop legal perspectives

In SY2010 and 2012, I had the opportunity to take charge of the biennial “legal education” course initiated at TGUISS. Throughout this course, I tentatively created a “legal education” class for secondary school learners, working with graduate and undergraduate students. Through this practice I hope to continue helping to improve “legal education”.